⑺　Time limit for tender : 1 : 30 P.M. July, 25　2017

⑻　Contact point for the notice : Kiyoyuki Suzuki, Procurement Department, Japan Freight Railway Company, 33―8 Sendagaya 5-Chome Shibuya-Ku, Tokyo 151―0051 Japan. Tel : 03―5367―7427

入札公告の訂正

平成29年6月6日

国立大学法人東京大学総長　五神　　真

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　13

○第11号

1　掲載日　平成29年5月22日（号外政府調達第94号）

2　訂正内容　17ページ4段目の入札公告第11号「A　出入管理システム　一式」について、1⑷A中、「平成29年12月28日」を「平成30年3月30日」に、5⑷A中、「By 28 December, 2017」を「By 30 March, 2018」に訂正します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本入札公告に記載の工事は、技術提案を共通化できる2件の工事を対象に、一括して公告し、審査を実施する工事である。

本件の入札にあたっては、電子入札システムにおいて2件の工事が別々に案件登録されているので、複数の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事毎に申請書の提出及び入札が必要である。

申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律第1条に規定する行政機関の休日）を除く、午前9時から午後6時（電子入札の場合）。又は、午前9時15分から午後6時（紙入札の場合（下記4⑴の担当部局の受付時間））とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに別表1のとおりとする。

平成29年6月6日

支出負担行為担当官

東北地方整備局長　川瀧　弘之

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名

①工事　東北中央自動車道　所沢地区道路改良工事（以下「①工事」という。）

②工事　東北中央自動車道　下小国地区道路改良工事（以下「②工事」という。）

（①工事、②工事　共に電子入札対象案件）

⑶　工事場所

①工事　福島県伊達市保原町富沢～伊達市伏黒地内

②工事　福島県伊達市霊山町下小国～伊達市保原町上保原地内

⑷　工事内容

①工事　掘削工　V＝620,000㎥、盛土工　V＝640,000㎥、法面工　1式、カルバート工　N＝1基、排水構造物工　1式、橋台工　N＝1基

②工事　掘削工　V＝470,000㎥、盛土工　V＝80,000㎥、法面工　1式、排水構造物工　1式、橋台工　N＝1基、橋脚工　N＝1基

⑸　工期

①工事　契約締結日の翌日から平成32年7月24日まで

②工事　契約締結日の翌日から平成32年6月8日まで

⑹　使用する主要な資機材

①工事　コンクリート約300㎥、鉄筋約10ｔ、アスファルト約3,800ｔ

②工事　コンクリート約1,200㎥、鉄筋約150ｔ

⑺　工事実施形態　本工事における工事実施形態は下記のとおりとする。

①　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。

②　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価（S型））の適用工事である。

③　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

④　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑤　本工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。

⑥　本工事は、「表層目視判定」、「コンクリート施工状況把握チェックシート」を実施するコンクリート構造物品質確保対策の試行工事である（なお、本工事で適用する検査基準については、従来どおり共通仕様書に基づくものである）。

⑦　本工事は、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

⑧　本工事は、地域外（遠隔地）からの建設資材等の調達に係る費用について、支払実績により設計変更を実施する試行工事である。

⑨　本工事は、「土木請負工事工事費積算基準」等により各種工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率（率分）及び現場管理費率にそれぞれの補正係数を乗じる対象工事である。

⑩　本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所（相互の間隔が10㎞程度）において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。

⑪　本工事は、入札説明書に対する質問として、土木工事標準積算基準書に定める局特別調査単価（臨時調査）及び見積徴収結果に基づく資材単価（以下、「特調単価」という。）に関する情報の提供希望が寄せられた場合、主たる資材について当該情報の提供を行う試行工事である。ただし、提供を行う情報は、質問回答期限内に特調単価がとりまとまっているものに限る。

⑫　本工事は、見積書の提出を求め、予定価格作成の為の参考とする工事である。見積採用にあたっては、見積（歩掛・材料単価・機械経費（賃料等）等）を採用することとし、労務単価については、公共工事設計労務単価を採用する。また、採用した見積（歩掛・材料単価・機械経費（賃料等）等）については、競争参加資格確認の通知をした日に電子入札システムにより配布を行う。

⑬　本工事は国土交通省が提唱するｉ―Constructionに基づき、ＩＣＴの全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するＩＣＴ活用工事である。

⑻　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。